

※ 経由町村名		※ 町村受付年月日	
※ 町村提出		※ 町村再提出	

フリガナ	証書 記号・番号	北児扶・北児 第 号
(新) 受給者氏名	(個人番号)	

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。 ※、※※の欄は記入する必要がありません。
◎字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 届の種類（氏名、児童氏名、住所、支払金融機関）を○で囲んでください。
- 2 氏名及び住所を変更したときは、変更した日から14日以内に届け出てください。
- 3 この届には、次の書類を添えて提出してください。
 - （1）児童扶養手当証書
 - （2）受給者氏名の変更の届出をするときは、戸籍謄（抄）本
 - （3）手当の支給機関の変更を伴う住所変更の届出をするときは、変更後の世帯全員の住民票の写し
- 4 道内での住所変更で、手当の支給機関の変更を伴わない（他の町村に住所変更する）場合は、新しい町村役場にこの届けを提出して下さい。
- 5 手当の支給機関の変更を伴う住所地（他都府県、市）に転出する場合は、あらかじめ変更前の町村役場にこの届を提出して下さい。
- 6 個人番号は、他都府県又は他の市町村からの住所の変更時に記載して下さい。

なお、同一町村内における住所の変更であっても、新たに扶養義務者又は配偶者と同居を開始する場合は、扶養義務者又は配偶者の氏名及び個人番号を記載して下さい。